

「(仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度」の考え方(案)

1 趣旨

相模原市人権施策推進指針の理念に基づき、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度を創設する。

2 パートナーシップの定義

互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら継続的に同居して日常生活を共にし、又はすることを約した一方又は双方が典型とされていない性的指向又は性自認を有する二人の関係をいう。

3 宣誓を行うことができる者

宣誓を行うことができる者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならないものとする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)に規定する成年に達していること。
- (2) 住所につき次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所(同一住所に限る。)を有すること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が当該住所への転入を予定していること。
 - ウ 双方が市内への転入(同一住所への転入に限る。)を予定していること。
- (3) 配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと。
- (4) 双方の関係が民法第734条及び第735条に規定する続柄でないこと。

4 必要書類

- (1) 現住所を確認できる書類(住民票の写し等)
- (2) 宣誓時において市内に住所を有していない場合、市内への転入を予定していることが確認できる書類
- (3) 婚姻をしていないことが確認できる書類(戸籍抄本等)
- (4) 本人確認書類(運転免許証等)
- (5) その他市長が必要と認める書類 等

5 交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) カード型受領証(希望する者のみ)

6 受領証の返還

宣誓書受領証受領者は、次のいずれかに該当するときは、受領証を返還しなければならない。

- (1) 受領者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 受領者のいずれかが死亡したとき。
- (3) 受領者双方が市内における同一住所を有しなくなったとき。
- (4) 「3 宣誓を行うことができる者」の(3)に該当しなくなったとき。
- (5) 「3 宣誓を行うことができる者」の(4)に該当しなくなったとき。
- (6) 受領証交付後、宣誓書を提出した時点において、受領者のいずれか又は双方が「3 宣誓を行うことができる者」に掲げる要件を満たしていなかったことが判明したとき。
- (7) 受領者双方が受領証の返還を希望するとき。
- (8) その他市長が受領証の返還が必要と認めるとき。

7 その他

- (1) 正当な理由がある場合は、通称名を使用することができる。
- (2) 市は、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、受領者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努める。